

熱海市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第10号

熱海市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

熱海市後期高齢者医療に関する条例（平成20年熱海市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に、「有していた被保険者」を「有していたもの」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「有していた被保険者」を「有していたもの」に改め、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に、「有していた被保険者」を「有していたもの」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定により市内に住所を有していたと認められた国民健康保険の被保険者であつたもの

附則第2項の前の見出し並びに同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。